ID:　80

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	退去命令等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例　第9条(第13条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和63年条例第7号

【根拠条文】

(入館の制限)

第9条　市長は、次の各号の一に該当する者に対して、記念館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1)　他人に迷惑をかけ、又は記念館の施設、設備、資料を汚損し、損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者

(2)　記念館の管理上必要な指示に従わない者

(3)　その他市長が入館を不適当と認める者

(管理の代行等)

第13条　市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。

2　前項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　記念館の利用の許可(第7条第1項の許可を除く。)に関する業務

(2)　記念館の運営に関する業務

(3)　記念館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、記念館の運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務

3　第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条の2第3項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「別表第3に定める額の貸出料」とあるのは、「指定管理者は貸出しに係る利用料金」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日